

入札金額の積算根拠となった内訳書の取扱いについて

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（入札契約適正化法）の改正により、平成２７年４月１日から工事請負の入札に際し、入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）の提出が義務づけられました。

うるま市では、うるま市建設工事等に係る予定価格の事前公表に関する要綱（平成１７年告示第１１号）第６条第１項で、競争入札に参加する者については、建設工事等の入札金額の積算根拠となった内訳書の提出を義務付し、第２項では、内訳書を提出しない者は、当該入札に参加できないものとするとなっております。

事前公表を行わない建設工事等についても、同様の取り扱いをお願いします。

１．競争入札等における取扱い

入札金額の積算根拠となった内訳書（以下「内訳書」という。）が未提出又は不備があるものとして別表各号に掲げる場合に該当する場合について、**うるま市競争契約入札心得規程第７条第１４号に該当する無効の入札として取り扱うものとする。**

ただし、別表第４項第１号若しくは第２号に該当するものであって軽微な誤記であるときには、うるま市競争契約入札心得規程第７条第１４号の規定にかかわらず、注意を行った上で無効としないことができる。

２．事前公表を行わない建設工事等の競争入札等における取扱い

開札から直ちに行われる再度入札については、内訳書の再提出は物理的に困難であると考えられることから、内訳書については、最初の入札に係る申込みの際の提出とします。発注者の判断により再度入札において提出を求めることを否定するものではありません。

３．入札説明書等への記載

入札説明書、指名通知書又は談合情報マニュアルに基づき内訳書の提出を要請する文書に、「入札参加者は押印及び記名を行った内訳書を提出しなければならず、提出された内訳書について説明を求めることがある。また、内訳書が、別表各項に掲げる場合に該当するものについては、うるま市競争契約入札心得規程第７条第１４号に該当する入札として、原則として当該内訳書提出業者の入札を無効とする。」旨及び本別表を記載するものとする。

４．入札参加者への周知

入札公告又は指名通知が行われた建設工事等について、別表各項に該当する内訳書を提出した入札は、原則として無効となる旨を入札説明書等により入札参加者へ周知するものとする。（別紙添付）

附 則

平成１７年４月１日以後の入札公告又は指名通知を行う建設工事等を対象として適用する。

附 則

平成２８年４月１日以後の入札公告又は指名通知を行う建設工事等を対象として適用する。

附 則

令和３年８月２日以後の入札公告又は指名通知を行う建設工事等を対象として適用する。

別 表

1 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の建設工事等の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書に押印が欠けている場合
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の建設工事等の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

別紙

入札金額の積算根拠となった内訳書の取扱いについて（通知）

入札参加者へ

入札公告又は指名通知が行われた建設工事等について、入札金額の積算根拠となった内訳書が未提出又は不備があるものとして別表各号に該当する入札は、原則として無効とする。

別 表

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）	（１） 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	（２） 内訳書とは無関係な書類である場合
	（３） 他の建設工事等の内訳書である場合
	（４） 白紙である場合
	（５） 内訳書に押印が欠けている場合
	（６） 内訳書が特定できない場合
	（７） 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	（１） 内訳の記載が全くない場合
	（２） 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	（１） 他の建設工事等の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	（１） 発注者名に誤りがある場合
	（２） 発注案件名に誤りがある場合
	（３） 提出業者名に誤りがある場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

附 則

平成１７年４月１日以後の入札公告又は指名通知を行う建設工事等を対象として適用する。